

## 西尾市の建築工事における週休2日制促進工事試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、西尾市が発注する建築工事における週休2日制を推進し、建設現場における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休2日制工事について必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 西尾市の建築工事における週休2日制促進工事（以下「週休2日制工事等」という）は、西尾市発注工事で、次に掲げる工事を対象とする。

#### (1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定し、かつ、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく週休2日の確保が可能である対象期間が60日を超える工事とする。

#### (2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図り、かつ、発注者指定型以外の対象期間が60日を超える工事とする。ただし、発注者が週休2日制の実施に適さないと判断した工事を除く。

### (週休2日制の形式)

第3条 週休2日制工事等の形式は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において現場閉所日に現場閉所（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態。以下同じ。）を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）を除く。

（ア）準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。）

（イ）後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完

- 了届提出日)までの期間)
- (ウ) 夏季休暇 (3日間)
  - (エ) 年末年始休暇 (6日間)
  - (オ) 工場製作のみの期間
  - (カ) 工事全体を一時中止している期間
  - (キ) 発注者が週休2日の対象外とする作業を実施する期間 (施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上の現場作業を余儀なくされる期間)

イ 現場閉所日 原則、「土曜日」、「日曜日」を基本とする。1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。

ただし、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとし、振替閉所日は、現場閉所日の1週間前までに監督員と協議するものとする。

また、天候(降雨、積雪等)や猛暑による作業不能により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土日に代わる現場閉所日(振替閉所日)を指定するものとし、振替閉所日は、同一週の金曜日までに監督員と協議するものとする。

ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定することができる。

## (2) 月単位の週休2日制工事

月単位の週休2日制工事は、次の対象期間において現場閉所日数の現場閉所を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 現場閉所日 現場閉所の曜日及び理由にかかわらず現場閉所とした日とし、対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率(現場閉所日数/対象期間日数)が28.5パーセント(4週8休)以上の日数とする。なお、天候(降雨、積雪等)や猛暑による作業不能により現場閉所した日も、現場閉所と認める。

暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休(28.5パーセント)以上を達成しているものとみなす。

### (3) 通期の週休 2 日制工事

週休 2 日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間 第 1 号アに同じ。

イ 現場閉所日 現場閉所の曜日及び理由にかかわらず休工現場閉所とした日とし、対象期間内において現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が 28.5 パーセント（4 週 8 休）以上の日数とする。なお、天候（降雨、積雪等）や猛暑による作業不能により現場閉所した日も、現場閉所と認める。

（取組内容）

第 4 条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 発注者指定型の取組内容

ア 受注者は、総合施工計画書に、完全週休 2 日、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日に取り組む旨を記載する。また、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出するものとする。監督員は週休 2 日等が確保されていることを確認する。

イ 受注者は毎月 5 日までに、工事打合簿等により実施結果をカレンダー形式にて提出するとともに、現場閉所日及び非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

ウ 受注者は、完全週休 2 日又は月単位の週休 2 日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

エ 発注者が週休 2 日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

#### (2) 受注者希望型の取組内容

ア 受注者は、工事契約後、週休 2 日制工事等又は週休 2 日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休 2 日制工事等に取り組む場合には、総合施工計画に、週休 2 日制工事等に取り組む旨を記載する。また、総合施工計画に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所取得計画表を添付し提出するものとする。監督員は週休 2 日等が確保されていることを確認する。

ウ 受注者は、毎月 5 日までに、工事打合簿等により実施結果をカ

レンダー形式にて提出するとともに、現場閉所日及び非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

エ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(経費の補正)

第5条 週休2日制工事等の取組を推進するため、現場閉所状況に応じて経費の補正を次のとおり行うものとする。

2 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、現場閉所状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 公共建築工事積算基準を適用する工事

「愛知県建築工事における週休2日制工事実施要領」及び「愛知県建築工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法の運用について」で定められた補正係数の表

3 経費の補正及び変更契約は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 発注者指定型

当初設計から「月単位の週休2日」の達成を前提とした補正後の金額を用いることとし、工事着手前に受注者が「完全週休2日」の取組みを希望する場合については、直近の変更契約時に補正分を増額し、変更契約するものとする。また、休工状況を確認後、「完全週休2日及び月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて補正係数を変更し、変更契約するものとする。

(2) 受注者希望型

現場閉所状況を確認後、最終変更設計時に現場閉所状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第6条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記するものとする。

(特記仕様書)

第7条 発注者指定型又は受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に次のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

第〇条 本工事は、週休2日制工事等（発注者指定型）の対象工事とする。なお、週休2日制工事等については「西尾市の建築工事における週休2日制促進工事試行要領」によるものとする

(2) 受注者希望型

第〇条 週休2日制工事等に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、週休2日制工事等については「西尾市の建築工事における週休2日制促進工事試行要領」によるものとする

（補足）

第8条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。